

裁判官

認 印

第 5 回 弁 論 準 備 手 続 調 書 (和 解)

事 件 の 表 示	平成21年(ワ)第17864号
期 日	平成22年1月14日 午前10時30分
場 所 等	東京地方裁判所民事第47部準備手続室 (<input type="checkbox"/> 電話会議の方法による)
受 命 裁 判 官 裁 判 所 書 記 官	山 門 優 末尾記載の裁判所書記官
出 頭 し た 当 事 者 等	原告代理人 鈴木和夫 原告復代理人 高良美紀子 被告代理人 窪木登志子 同 中地 充
当 事 者 の 陳 述 等	
当事者間に次のとおり和解成立 第1 当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり 第2 請求の表示 請求の趣旨及び原因は、訴状記載のとおり 第3 和解条項 別紙和解条項記載のとおり 裁判所書記官 小 川 英 之	

(別紙) 当事者目録

東京都台東区寿四丁目1番2号

原告

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

同訴訟復代理人弁護士

同補佐人弁護士

同

株式会社三栄コーポレーション

水谷裕之

鈴木和夫

鈴木きほ

高良美紀子

小田治親

齊藤誠一

東京都港区虎ノ門三丁目18番6号

被告

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

同

同訴訟代理人弁護士

同補佐人弁護士

富士見産業株式会社

下田誠治

窪木登志子

木元道泰

中地充

新井信昭

橋立茂

以上

(別紙) 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、別紙被告製品目録（１）及び（２）記載の製品（両製品を併せて、以下「被告製品」という。）が原告の別紙意匠権目録記載の意匠権を侵害していることを認め、謝罪する。
- 2 被告は、被告製品の輸入、製造、譲渡及び譲渡のための展示をしない。
- 3 被告は、原告に対し、本日現在被告が保有している被告製品の在庫は５０７１個であることを確約する。
- 4 被告は、前項記載の被告製品５０７１個及び被告製品の製造用の金型（以下、「本件金型」という。）一式を、平成２２年３月３１日限り、被告の倉敷営業所（所在地：岡山県倉敷市玉島乙島字新湊８２５６番３３）において、原告従業員、原告代理人弁護士及び原告補佐人弁理士立会いの下に廃棄する。ただし、立会者は合計５名以内とする。
- 5 被告は、原告に対し、本件解決金として１５０万円の支払義務があることを認め、これを本日限り支払う。
前記解決金の支払いのために、被告は本和解の席上で別紙小切手を原告に交付し、原告はこれを受領した。
- 6 被告が第２項に違反して平成２２年１月１４日以降に被告製品の輸入、製造、譲渡又は譲渡のための展示をした場合、被告は、原告に対し、被告が輸入、製造、譲渡又は譲渡のための展示を行った被告製品１個につき１０万円を違約金として支払う。
- 7 被告が第４項に違反した場合、被告は、原告に対し、平成２２年３月３１日までに廃棄されていない被告製品及び本件金型１個につき１０万円を違約金として支払う。
- 8 被告は、原告が本和解条項を原告の管理運営するウェブサイト (<http://www>.

sanyeicorp.com/) において掲載することに異議を述べない。

- 9 原告は、その余の請求を放棄する。
- 10 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 11 訴訟費用は各自の負担とする。

以 上